

調達要求番号：3KNK1A00108

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
射撃空撮の役務  (射場上空からの撮影)	FS-Z900021		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	令和	4年 3月28日
	変 更	平成	年 月 日
	作成部隊等名	富士学校諸職種協同センター	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、富士総合火力演習において実施する射撃空撮の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等

役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 役務の実施

契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の支持を受け、役務を実施するものとする。

### 2.3 役務内容

役務内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

1) 収集した画像データの管理・保管の実施

2) その他の技術的事項に関する支援

### 2.4 指定場所以外への派遣

契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

## 2.5 役務支援の資格

役務支援対象者（以下，“派遣員”という。）の資格は，使用機材に関する必要な専門的技能を有するものとする。

## 3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 かし条項の適否

契約の相手方は，かし条項に該当する場合は，契約担当官等に申し出るものとする。

### 4.2 秘密保全

契約の相手方は，防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下，訓令等という。）に基づく立入禁止区域に立入る場合は，訓令等に基づき許可を受けて立入るものとする。また，業務の実施に際して直接，間接を問わず秘密に関する事項については，訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

### 4.3 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は，当該実施場所の許可権者の許可を得て，官の設備を使用するものとする。なお，契約の相手方が役務に関する調整・処置のための当該駐屯地等への入出手続きなどについては，当該駐屯地の定めるところによる。

### 4.4 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する。

### 4.5 その他の必要事項

その他の必要事項については，調達要領指定書によって示すものとする。

### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3KNK1A00108
	調達要求年月日	令和5年3月28日
	作成部課	富士学校諸職種協同センター
	作成年月日	令和5年3月28日
品名	射場空撮の役務（射场上空からの撮影）	
仕様書番号	FS-Z900021	

## 指定事項：

## 2.1 役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等

役務期間・実施場所・役務内容は表1、使用機材・数量・規格等は表2に示す。

表1-役務期間・実施場所・役務内容

役務期間	令和5年5月11日（木）～令和5年5月27日（土）
実施場所	東富士演習場畑岡地区
役務内容	UAVを操作し、射场上空から射場の景況を撮影した映像を、リアルタイムで官に提供する役務

表2-使用機材・数量・規格等

使用機材	数量	規格等
無人航空機	2機	カメラ <ul style="list-style-type: none"> <li>・動画モード FHD相当以上のものを出力できる</li> <li>・カメラはジンバル又はスタビライザーを有し、安定した映像を撮影できること</li> <li>・高感度かつ夜間でも撮影可能なもの（赤外線・近赤外線モード切替ができるもの）</li> </ul>
		機体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大飛行時間 20分以上飛行可能なもの</li> <li>・最大伝送距離 3000m以上のもの</li> <li>・GPS等を有すること</li> <li>・機動性は最大速度30km/hで、発進停止・方向変換しつつ走行する車両の機動に合わせて追従しつつ撮影できること</li> </ul>
		その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影した動画を送信機を通じてリアルタイムにHDMI又はHDSDiで出力できること</li> <li>・撮影した動画をSDカード等の一般的な可搬記憶媒体に対して保存できること</li> <li>・インターネット接続からオフラインで使用することができ、位置情報、撮影記録をサーバー等に送信する必要がないもの。（サプライチェーンリスクを有さないもの）</li> </ul>
	1機	カメラ <ul style="list-style-type: none"> <li>・動画モード FHD相当以上のものを出力できる</li> <li>・カメラは3軸ジンバルを有し、送信機から操作できること</li> <li>・高感度かつ夜間でも撮影可能なもの（赤外線・近赤外線モード切替ができるもの）</li> </ul>
		機体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大飛行時間 30分以上飛行可能なもの</li> <li>・最大伝送距離 2500m以上のもの</li> <li>・GPS等を有すること</li> </ul>
		その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影した動画を送信機を通じてリアルタイムにHDMI又はHDSDiで出力できること</li> <li>・撮影した動画をSDカード等の一般的な可搬記憶媒体に対して保存できること</li> <li>・インターネット接続からオフラインで使用することができ、位置情報、撮影記録をサーバー等に送信する必要がないもの。（サプライチェーンリスクを有さないもの）</li> </ul>

#### 4.4 提出書類

提出書類は表3による。

表3-提出書類

書類名	部数	提出先	提出時期
役務完了届	2部	富士学校 諸職種協同センター	令和5年5月30日

#### 4.5 その他の必要事項

- a) 使用機材の搬入, 設置, 操作及び撤収は契約の相手方が実施するものとする。
- b) 本役務に必要な使用機材, 消耗品及び工具等は契約相手方が準備する。
- c) 使用機材の設置等は, 官側との相互調整により実施するものとする。
- d) 撮影又は作成した映像データについては, 官の用意する可搬記憶媒体にその都度提出するものとする。
- e) 車両の駐車場は, 官側が提供するものとする。
- f) 使用機材の故障時は, 速やかに対応するものとする。
- g) その他必要な事項は, 官側との相互調整により実施するものとする。

調達要求番号：3KNK1A00113

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
射撃空撮の役務  (弾着地域の空撮)	FS-Z900022		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	令和	4年 3月28日
	変 更	平成	年 月 日
	作成部隊等名	富士学校諸職種協同センター	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、富士総合火力演習において実施する射撃空撮の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等

役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 役務の実施

契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の支持を受け、役務を実施するものとする。

### 2.3 役務内容

役務内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

1) 収集した画像データの管理・保管の実施

2) その他の技術的事項に関する支援

### 2.4 指定場所以外への派遣

契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

## 2.5 役務支援の資格

役務支援対象者（以下，“派遣員”という。）の資格は，使用機材に関する必要な専門的技能を有するものとする。

## 3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 かし条項の適否

契約の相手方は，かし条項に該当する場合は，契約担当官等に申し出るものとする。

### 4.2 秘密保全

契約の相手方は，防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下，訓令等という。）に基づく立入禁止区域に立入る場合は，訓令等に基づき許可を受けて立入るものとする。また，業務の実施に際して直接，間接を問わず秘密に関する事項については，訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

### 4.3 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は，当該実施場所の許可権者の許可を得て，官の設備を使用するものとする。なお，契約の相手方が役務に関する調整・処置のための当該駐屯地等への入出手続きなどについては，当該駐屯地の定めるところによる。

### 4.4 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する。

### 4.5 その他の必要事項

その他の必要事項については，調達要領指定書によって示すものとする。

### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3KNK1A00113
	調達要求年月日	令和5年3月28日
	作成部課	富士学校諸職種協同センター
	作成年月日	令和5年3月28日
品名	射撃空撮の役務（弾着地域の空撮）	
仕様書番号	FS-Z900022	

**指定事項：**

**2.1 役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等**

役務期間・実施場所・役務内容は表1、使用機材・数量・規格等は表2に示す。

**表1-役務期間・実施場所・役務内容**

役務期間	令和5年5月11日（木）～令和5年5月27日（土）
実施場所	東富士演習場畑岡地区
役務内容	UAVを操作し、弾着地上空から射撃の弾着景況を撮影した映像をリアルタイムで官に提供する役務

**表2-使用機材・数量・規格等**

使用機材	数量	規格等	
無人航空機	2機	カメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動画モード</li> <li>・ FHD相当以上のものを出力できる</li> <li>・ カメラ用ジンバルを有し、送信機から操作できること</li> <li>・ 高感度かつ夜間でも撮影可能なもの</li> </ul>
		機体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大伝送距離</li> <li>2000m以上のもの</li> <li>・ 最大飛行時間</li> <li>1時間以上飛行可能なもの</li> <li>・ GPSを有すること</li> <li>・ 防塵・防水性能を有するもの（IP43以上）</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影した動画を送信機を通じてリアルタイムにHDMI又はHDSiで出力できること</li> <li>・ 内1機は赤外線・近赤外線モード切替ができる高感度カメラを有すること</li> <li>・ インターネット接続からオフラインで使用することができ、位置情報、撮影記録をサーバー等に送信する必要がないもの。（サプライチェーンリスクを有さないもの）</li> </ul>

**4.4 提出書類**

提出書類は表3による。

**表3-提出書類**

書類名	部数	提出先	提出時期
役務完了届	2部	富士学校 諸職種協同センター	令和5年5月30日

#### 4.5 その他の必要事項

- a) 使用機材の搬入, 設置, 操作及び撤収は契約の相手方が実施するものとする。
- b) 本業務に必要な使用機材, 消耗品及び工具等は契約相手方が準備する。
- c) 使用機材の設置等は, 官側との相互調整により実施するものとする。
- d) 撮影又は作成した映像データについては, 官の用意する可搬記憶媒体にその都度提出するものとする。
- e) 車両の駐車場は, 官側が提供するものとする。
- f) 使用機材の故障時は, 速やかに対応するものとする。
- g) その他必要な事項は, 官側との相互調整により実施するものとする。